

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 24 件 |
| 国民年金関係 | 13 件 |
| 厚生年金関係 | 11 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 26 件 |
| 国民年金関係 | 10 件 |
| 厚生年金関係 | 16 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年3月から同年5月までの期間及び39年2月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から39年7月まで

昭和37年3月に私の父が国民年金の加入手続を行い、39年7月まで、兄や叔母と一緒に国民年金保険料を納付しており、私がA事業所で働いているときに、国民年金から脱退しようとしたが、集金人に「国民年金は国民の義務だから脱退できません。」と言われて、ずっと納付していた。39年8月に結婚し、これを契機によりやく脱退したので、この期間の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の資格記録は、当初、昭和37年3月29日資格取得、39年8月20日資格喪失となっていたが、その後、平成14年4月18日に社会保険事務所で、昭和37年6月1日資格喪失に訂正されており、当初の記録と、結婚する前月である39年7月まで国民年金に加入していたという申立人の記憶とが一致しており、申立人の申立内容には信用性がある。

また、申立期間当時、申立人と一緒に納付していたとする申立人の兄は、申立期間のうち、昭和36年度及び37年度のうち6か月が納付済みで、叔母はすべて納付済みであることから、申立人の申立期間についても同様に、国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、昭和37年6月から39年1月まで厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から44年3月まで

昭和43年12月から44年3月までの国民年金保険料は、43年12月にA市に転入した際、市役所で国民年金の加入手続を行い、妻の保険料とともに納付したはずであり、妻は納付済みと記録されているのに、自分の記録が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、当該手帳の昭和43年度の検認記録欄は夫婦ともA市で昭和43年7月から同年11月の保険料が43年12月13日付けで検認されていることから、申立期間当時、夫婦同日に保険料を納付していたことが推認できるところ、妻の社会保険庁の記録は申立期間を含む43年7月から44年3月までの期間が当初より納付済みと記録されている。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳の検認記録欄によると、申立期間に近接する昭和43年7月から同年11月までの納付記録が、平成20年11月14日に社会保険事務所で未納から納付済みに訂正されており、申立期間当時、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から58年3月まで

社会保険庁が管理する私の年金記録のうち、申立期間は未納期間と記録されているが、私は昭和53年8月より国民年金に加入し、58年6月まで夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間について妻のみが納付済みで、私は未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年8月に国民年金に加入以降、申立人とその妻の国民年金記録がほとんど一致していることから、基本的に国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたものと考えられ、申立人の妻は申立期間の保険料を納付していることから、申立人の申立期間の保険料についても同様に納付していたと考えるのが自然である。

また、申立期間は、9か月と短期間であるとともに、申立期間後の期間は納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から48年3月まで
② 昭和48年10月から54年3月まで

私は、昭和47年7月にA市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、当時、A市Bに住んでいたが、国民年金保険料の納付は勤務していたC社(D区E、F区G)の近辺の銀行で納付していたので、申立期間について未納とされていることに納得できない。昭和52年及び53年分の確定申告書の写しを提出するので、認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の被保険者資格取得年月日から昭和48年1月に払い出されたと考えられ、この時点において申立期間①についての国民年金保険料は、現年度納付することが可能であり、現に、同年4月からの保険料は納付されている上、申立期間①は、9か月と短期間であり、納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間②については、66か月と長期間であり、これだけ長期間にわたり、金融機関を通じ国民年金保険料を納付してきたとするにもかかわらず、その収納整理事務を行政側が続けて誤るとすることも考え難い。

また、申立人から提出された昭和52年及び53年分の確定申告書の写しの社会保険料控除額及び昭和53年度国民健康保険料納入通知書の保険料額から、52年及び53年分の国民年金保険料を納付したとすると実際の社会保険料控除額は確定申告書記載の額よりも多くなるものと考えられ、52年及び53年分の国民年金保険料を納付したとは推認できない。

さらに、申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家

計簿等)が無く、このほか申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月
② 昭和48年1月から同年3月まで

私は、昭和47年10月の結婚を契機に、A市役所で妻が私の国民健康保険と国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、妻が同市役所に納付していた。47年11月、同年12月及び48年4月以降は納付してあるのに昭和47年度の4か月を納付しないはずはなく、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳の昭和47年度の昭和47年10月から48年3月までの検認欄に検認印はないが、社会保険庁の記録では47年11月及び同年12月が納付済みとなっており、申立人の特殊台帳にはその理由の記録が無く、当時は3か月ごとの納付であり、申立期間①の47年10月の1か月分のみが未納となっていることは不自然である上、申立期間②についても47年11月及び同年12月の国民年金保険料を納付し、48年8月に同年4月から同年9月までが印紙検認されていることから保険料を納付したものであると考えるのが自然である。

また、申立人の納付記録は、昭和47年4月から申立期間を除き、60歳で資格喪失するまで国民年金の加入期間はすべて納付済みとされており、厚生年金保険への加入及び喪失による変更手続きも適正に行われていることから、年金に対する意識は高かったものと考えられるほか、申立期間は合計して4か月と短期間である上、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻にも未納期間は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、勤務先の近くの金融機関窓口で私が納付した。私の都合のつかないときは、当時大学生だった長女又は次女が自宅近くの金融機関窓口で納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 50 年 9 月に国民年金に任意加入して以来、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付済みであり、53 年 4 月から 61 年 3 月までは付加保険料も納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと推認される。

また、申立人は昭和 63 年 1 月 22 日に市役所に行き、国民年金第 3 号被保険者から第 1 号被保険者に切り替える手続を自主的に行っているところ、切替手続のみを行い、申立期間の保険料を納付しないのは不自然である。

さらに、申立人の長女は、大学生だった申立期間当時、申立人から依頼されて自宅近くの金融機関で国民年金保険料等を納付したと証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年3月まで

私は、子供を学区外の中学校に通わせるため、昭和57年1月から60年4月までの期間、A県B市からC市に母子で住所を変更した。申立期間の3か月分の国民年金保険料1万3,500円を間違いなく集金人に払ったのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚直後の昭和42年11月9日に国民年金に任意加入後、申立期間を除いて長期間にわたって国民年金保険料を納付済みであり、納付意識が高かったと認められることから、申立期間の3か月分を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人は、子供を学区外の中学校に通学させるため、書類上、住民票をC市に異動したと説明しているところ、申立期間後はC市において納付記録がある上、申立人が納付したとする保険料は当時の保険料額と一致することから、申立期間はちょうど住所変更直後の時期でもあり、C市への転入手続と合わせて国民年金への加入手続を行い、申立期間の保険料を現年度納付又は過年度納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の夫は、申立期間及びその前後において、継続して同一会社に勤務しており、生活に大きな変化はなかったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年3月まで

申立期間の昭和57年度の国民年金保険料は、昭和57年4月に銀行口座から現金を下ろして、妻の分と一緒に一括納付した。妻が納付済みになっているのに、私の57年7月から58年3月までの保険料が未納になっているのは納得できない。

また、昭和57年4月から6月までの期間については、昭和58年度に3か月分の重複納付保険料があったので、これを充当したと社会保険事務所では説明しているが、もともと保険料を納めた期間への充当なので還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の昭和57年度の国民年金保険料を一括納付するため、銀行口座から現金を下ろしたと主張しているところ、申立人が所持する預金通帳により、昭和57年4月8日に12万2,260円を出金していることが確認でき、当該額は申立期間の二人分の前納保険料の金額と一致している上、社会保険庁の電算記録により、申立人の妻は、申立期間の保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、申立人は、昭和54年5月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、60歳になる前月の平成13年2月まで、申立期間を除き保険料を納付し続けている上、老齢基礎年金を満額受給するために同年4月から18年2月まで国民年金に任意加入するなど、納付意欲の高さがうかがえる（13年5月から18年2月までの保険料については、申立人の過去の厚生年金記録が判明したことから、18年6月に還付されている。）。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで
私の国民年金の加入手続については、姉の分と一緒に父が行い、国民年金保険料についても姉の分と一緒に納付してくれていた。申立期間について姉が納付済みとなっているのに、私が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入時期から、昭和37年1月以前に申立人の加入手続が行われていることが推認でき、その時点で申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である上、加入直後から未納とするのは不自然である。

また、申立人の父は、申立期間後の昭和37年4月から申立人が結婚した44年※月まで保険料を納付し続けており(42年9月から43年11月までについては、厚生年金保険との重複納付が判明したことから、平成8年10月に還付されている。)、申立期間の12か月分についてもその父が納付してくれていたと考えるのが自然である。

なお、申立人の姉は、A県B市が保管する被保険者名簿の納付記録により、申立期間のうち、昭和36年4月から同年7月までの期間は現年度納付しているものの、同年8月から39年3月までの期間については、47年6月28日に特例納付していることが確認でき、父と一緒に納付してくれていたという申立人の主張とは合致しないが、当時は3か月ごとにまとめて納付するのが原則であるため、昭和36年度のうち4か月分だけを現年度納付したことになっているのは不自然であり、行政側の事務処理に過誤があった可能性を否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

昭和62年3月にA区で会社勤めを始めるまでは、国民年金保険料の支払いを怠ったことはなく、申立期間が未納となっているのは納付できない。

なお、B市に住んでいた昭和49年4月から50年3月までの期間も未納となっていたが、この期間については、偶然、領収書が見付かったことで記録が訂正されており、社会保険庁の記録は信用できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年11月9日に国民年金に任意加入後、申立期間を除いて長期間にわたって国民年金保険料を納付済みであり、納付意識が高かったと認められることから、申立期間の3か月分を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人が納付したとする保険料は当時の保険料額と一致しており、申立内容に不自然さは見受けられない。

さらに、申立人の夫は、申立期間及びその前後の期間において、継続して同一会社に勤務しており、生活に大きな変化は無かったと考えられる。

加えて、現在、納付済みとなっている昭和49年4月から50年3月までの期間については、当初未納となっていたものが、申立人から領収書を提示されたことにより平成15年2月13日に記録訂正されたものであり、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年5月までの期間及び44年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から41年5月まで
② 昭和44年7月から同年9月まで

申立期間については、私が大学在学中に母が国民年金の加入手続きを行い、結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていたのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、その母が申立人の国民年金の加入手続きを行い、昭和45年※月に結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、その母は、国民年金制度が発足した36年4月から60歳になるまで保険料を完納している上、申立人に係る国民年金から厚生年金保険への切替手続きを適切に行い、申立期間及び厚生年金保険加入期間を除き申立人の保険料を納付し続けており、年金制度を良く理解し、納付意識も高かったと認められる。

2 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により昭和42年3月27日に払い出されていることが確認できるところ、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳により、当初41年10月31日となっていた申立人の被保険者資格（強制）取得日が、時期は不明であるが、40年10月31日に記録訂正されていることが確認できることから、当該訂正が43年1月までに行われた場合、申立期間①について過年度納付した可能性を否定できない。

また、当該記録訂正により被保険者資格取得日となった昭和40年10

月 31 日時点で、申立人は大学在学中であり、任意加入被保険者として取り扱われるべきところ、強制のまま被保険者資格取得日を訂正していることについて合理的な理由は無く、行政側の事務処理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

- 3 申立期間②については、前後の期間は納付済みで、3か月と短期間である上、保険料を納付してくれていたとする申立人の母は、申立期間及びその前後の期間を納付済みであることから、自分の保険料を納付したにもかかわらず、申立人の保険料と一緒に納付しなかったとは考え難い。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

A市役所から国民年金の加入を勧められ、昭和49年6月ごろ、市役所で夫婦二人分の加入手続を行い、それから常に夫婦二人分の保険料を同じように納めていた。申立期間の保険料は、自宅に届いた特例納付の勧奨はがきに「昭和36年度から45年度までの期間及び50年度の3か月分」が未納でこのままでは年金が受け取れないかもしれないと記載されているのを読み、55年6月ごろ、48万円くらいを妻が納付しに行った記憶がある。また、申立期間①については、夫婦二人分の保険料を同じように納めていたはずで、妻の保険料が納付済みの期間について自分の分が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、特例納付の勧奨はがきをきっかけに、昭和55年6月ごろに、妻が申立期間に係る二人分の国民年金保険料を特例納付したと主張しているところ、当該時期は第3回特例納付実施期間中であり、納付したとする金額は特例納付金額とおおむね一致している。

また、申立人の妻については、申立期間①を含む昭和36年4月から47年3月までの期間は未納とされていたが、B市の保管する国民年金被保険者名簿により納付の事実が確認されたことから、平成20年9月18日に記録訂正が行われ納付済みとなり、その後、厚生年金保険の加入期間である36年4月から37年11月までの期間については、国民年金保険料の還付処理が行われている。

さらに、申立期間①については、同じくB市の保管する申立人の被保険者名簿により、平成9年2月に、納付済みの記録が未納へと記録訂正されていることが確認できるが、当該記録訂正に合理的な理由は無く、行政側の事務処理に不自然さがうかがえる。

- 2 申立期間②については、前述の特例納付の勧奨はがきに申立期間①及び②（合計123か月）が未納であると記載されており、申立期間①（120か月）については特例納付したことが推認できるところ、申立期間②が3か月と短期間であることを踏まえると、過去の未納分を一括して特例納付したと考えるのが自然である。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年11月までの期間、47年4月から48年3月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 11 月まで
② 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで
③ 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

A市役所から国民年金の加入を勧められ、昭和49年6月ごろ、市役所で夫婦二人分の加入手続を行い、それから常に夫婦二人分の保険料を同じように納めていた。申立期間の保険料は、自宅に届いた特例納付の勧奨はがきに「昭和36年度から47年度までの期間及び50年度の3か月分」が未納でこのままでは年金が受け取れないかもしれないと記載されているのを読み、特例納付したはずである。申立期間②及び③が未納とされているのは納得できない。

また、申立期間①については、今までずっと納付済み期間と思っていたのに、平成20年10月になって、脱退手当金の支給済み期間であるため保険料を還付すると言われたが、納得できない。納付済み期間として認めて年金支給額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の主張どおり、申立期間①を含む昭和36年度から46年度までの期間を特例納付により納付していることは認められるものの、申立人は厚生年金保険に加入していたことが判明したため、国民年金被保険者となり得る期間でないことから平成20年10月9日に還付決議が行われている。

しかし、この厚生年金保険加入期間は、脱退手当金が支給されており、

年金額の計算の基礎にならず年金給付がなされない期間であり、申立人が保険料を納付してから既に 20 年以上が経過していることなどを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、被保険者となり得ないことを理由に、申立期間①の被保険者資格を認めず納付済み期間としないのは、信義則に反するものと考えられる。

- 2 申立期間②及び③については、第 3 回目の特例納付の勧奨はがきに昭和 36 年度から 47 年度までの期間及び 50 年度の 3 か月（合計 147 か月）が未納であると記載されており、36 年度から 46 年度までの 132 か月は納付済みとなっていることが確認できることから、申立期間②及び③が合計 15 か月と比較的短期間であることを踏まえると、過去の未納分を一括して特例納付したと考えるのが自然である。

また、申立人は、昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの期間についても未納とされていたが、B 市の国民年金被保険者名簿により納付の事実が確認されたことから、平成 20 年 9 月 18 日に記録訂正が行われており、行政側の記録管理に不備がうかがえる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月1日から3年11月27日まで
社会保険庁の記録では、平成元年12月から3年10月までの標準報酬月額が12万6,000円にさかのぼって減額訂正されているが、当時、私は営業担当の取締役であり、社会保険関係の事務手続に参与する立場でなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険の被保険者記録によると、当初、申立人がA社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は44万円と記録されていた。ところが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年11月27日より後の同年12月24日付けで、元年12月1日にさかのぼって、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円に引き下げる処理がされているが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本から取締役の役職にあったことが確認できるが、事業主は「申立人は標準報酬月額の取消及び訂正処理には参与しておらず、知り得る立場にもなかった。」と供述していること、申立期間に在籍していた従業員2名も「申立人は営業担当の取締役であり、経理、社会保険関係の職務には参与しておらず、当該業務は事業主が行っていた。」と供述していることから、申立人が当該標準報酬月額に係るさかのぼった訂正処理に参与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、44万円と訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和28年5月1日、資格喪失日は同年8月25日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和28年5月から同年7月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和28年5月1日から同年9月25日まで
② 昭和44年2月4日から50年1月1日まで

私は、昭和26年6月から29年11月までの間、B（都道府県名）に滞在し、C事業所で勤務していたが、28年5月から同年8月までの期間について厚生年金保険被保険者期間とは認められないとD社会保険事務所から回答を受けた。

また、昭和44年2月からE事業所（その後、F事業所、G事業所、H事業所、I事業所、J事業所となる。）に就職したが、同年2月から49年12月までの期間について、厚生年金保険被保険者期間とは認められないとD社会保険事務所より回答を受けた。

納得がいかないので再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所が保管するA事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、「健康保険の番号：K、厚生年金保険の記号番号：L、氏名：M（申立人と同姓同名）、生年月日：N、資格取得日：O、標準報酬月額：P、資格喪失日：Q」の記録が確認できる。

また、A事業所については、申立人はその名称に記憶が無いとしているが、申立人が記憶する同僚が申立期間においてA事業所に勤務していることが当該被保険者名簿によって確認できる。

さらに、上記の記録は、社会保険事務所が保管するC事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記録されている申立人の漢字氏名と一字が異なるものの、厚生年金保険被保険者手帳記号番号及び生年月日が一致することから申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、申立人のA事業所における資格取得日は昭和28年5月1日、資格喪失は同年8月25日であると認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和28年8月25日から同年9月25日までの期間については、A事業所における事業主及び同僚の連絡先が不明であり、照会することができず、このほかに関連資料及び周辺事情が無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、昭和28年5月から同年7月までの標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA事業所の厚生年金保険被保険者名簿から、8,000円とすることが妥当である。

他方、申立期間②については、E事業所及びF事業所は社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人と同様にF事業所の取締役である申立人の兄は、昭和42年1月から49年12月まで国民年金に加入していることが社会保険庁の記録から確認できる。

また、申立人には、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無く、申立期間当時の事業主は、「自分は名目上の代表取締役であり、会社の事業には一切関与しておらず、申立てどおりの資格取得及び資格喪失の届出を行ったかについては不明。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①のうち昭和28年8月25日から同年9月25日までの期間及び申立期間②において、事業主により厚生年金保険料控除がなされたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立人の申立期間①のうち昭和28年8月25日から同年9月25日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月16日から同年11月30日まで

私は、平成5年4月16日から同年11月30日まで、A区Bに在ったC社に勤務していたが、今般、D社会保険事務所から、6年11月21日に申立期間の標準報酬月額が20万円に減額訂正されている旨の説明を受けた。事業主から当該減額について説明された記憶が無いので、調査の上、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社は、平成5年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁の記録によると、翌年の6年11月21日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、5年4月から同年10月までの期間については53万円から20万円にさかのぼって訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、C社の閉鎖登記簿謄本により申立期間当時取締役であったことが確認できるが、申立期間に係る雇用保険加入歴を有しているほか、複数の役員及び経理担当の社員が「申立人は、厚生年金保険に係る届出事務について関与していなかった。」旨の供述をしていることから、申立人は、標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の訂正処理は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年4月から同年10月までは53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月18日から同年9月21日まで

私の夫は、平成4年5月にA社に入社し、給与は前の会社と同様の30万円ぐらいだったと記憶している。社会保険事務所の記録では標準報酬月額が18万円となっているが、納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成5年1月7日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1年後の6年1月24日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が申立期間について28万円から18万円にさかのぼって訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は役員ではないことが確認でき、元事業主は、「申立人はB(業種)の技術者であって、経理及び社会保険関係の事務には関与していなかった。」と証言している上、標準報酬月額の記録訂正が行われた平成6年1月24日時点で、申立人は別の事業所に勤務していることから、当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成2年8月から6年10月までは53万円、同年11月から9年5月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から9年6月23日まで
A社での給与は、ずっと60万円ぐらいであり、平成2年8月から9年5月までの標準報酬月額が低くなっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年6月23日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁の電算記録により、同日付けで申立人の標準報酬月額の記録が2年8月から6年10月までの期間については53万円から8万円に、同年11月から9年6月までの期間については59万円から9万2,000円に、それぞれさかのぼって訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時は取締役であったことが確認できるが、社会保険事務を担当していた取締役が「標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正をしたことを知っていたのは、社長と担当した自分だけであり、申立人は知らなかった。」と証言している上、申立人は、主に設計業務を担当し、兼務役員として雇用保険にも加入していることから、申立人は標準報酬月額の訂正には関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成2年8月から6年10月までは53万円、同年11月から9年5月までは59万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月1日から3年11月30日まで

社会保険庁の記録では、平成2年9月から3年10月までの標準報酬月額が8万円となっているが、誤りであると思うので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成4年4月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁の電算記録により、その約半年後の同年10月7日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が申立期間について53万円から8万円にさかのぼって訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時、取締役であったことが確認できるが、事業主は「申立人は、当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関わっていなかった。」と証言している上、標準報酬月額が訂正された平成4年10月7日時点で、申立人は別の事業所に勤務していたことから、申立人は当該訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円と訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 9 月から 63 年 6 月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和 62 年 9 月は 41 万円、同年 10 月は 44 万円、同年 11 月から 63 年 3 月までは 47 万円、同年 4 月は 36 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 38 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月 1 日から 64 年 1 月 1 日まで

自分の年金記録が合っているか疑問を持ち、所持していた給与明細書を持って社会保険事務所を訪問し、社会保険事務所の職員と確認したところ、会社からの標準報酬月額の届出が間違っていると思われる期間が見付かったので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 62 年 9 月から 63 年 6 月までの期間については、申立人が所持する給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 63 年 7 月から同年 12 月までの期間については、給与明細書により、社会保険事務所に届け出られている標準報酬月額に相応する厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和 62 年 9 月から 63 年 6 月までの期間の標準報酬月額は、当該期間の給与明細書から 62 年 9 月は 41 万円、同年 10 月は 44

万円、同年 11 月から 63 年 3 月までは 47 万円、同年 4 月は 36 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 38 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準月額が昭和 62 年 9 月から 63 年 6 月までの間にわたって一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の保険料について申立人の主張する標準報酬月額に見合う納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和36年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年5月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から37年1月までは2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月1日から37年2月16日まで

私は、昭和33年10月5日にC社（現在は、D社）に就職し、途中でA社に出向したものの、41年4月16日に退職するまで継続して勤務し、一貫して厚生年金保険料を控除されていた。社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険に加入した記録が無く、納得ができないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社の人事労務担当者から、「『退職連絡簿』により、申立人は、昭和33年9月に入社し、41年4月に弊社のグループ会社であるA社を退職していることが確認できる。」との回答が得られたことから、申立人は、申立期間を含めて、D社又はそのグループ会社に継続して勤務していたと認められる。

また、当該人事労務担当者は、「申立人の人事記録が保存されていないため、申立期間において弊社のどのグループ会社で勤務していたか不明。」と回答しているものの、事業所名は不明だが、申立期間を含む昭和36年4月30日から41年4月15日まで、同一事業所に雇用されていたことを示す雇用保険記録があり、申立人が37年2月16日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることを考え併せると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる（36年5月1日にC社からA社に出向。）。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所の記録から、昭和 36 年 5 月から同年 9 月までは 1 万 8,000 円、同年 10 月から 37 年 1 月までは 2 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合、その後算定基礎届又は月額変更届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 5 月から 37 年 1 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成5年3月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、平成4年12月から5年2月までの標準報酬月額については9万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月31日から5年3月1日まで

申立期間は、A社に勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚3人の供述から、申立人が、平成5年3月1日まで、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人は、平成4年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、その処理がされたのは、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年3月26日より後の同年7月7日であり、当該事業所において、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、申立人と同様、5年7月7日に、遡及して資格喪失の処理がなされたものが複数認められる。

また、遡及喪失処理前の記録から、平成5年7月7日において、A社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、遡及して喪失処理された者の中には、厚生年金保険の資格を喪失した後の期間であるにもかかわらず、厚生年金保険料が控除されていたことを、給与明細により確認できた者もいる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年12月31日に資

格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、5年3月1日であると認められる。

また、平成4年12月から5年2月までの標準報酬月額については、4年11月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成5年7月7日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、平成4年12月から5年6月までの標準報酬月額については24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月31日から5年9月1日まで

申立期間は、A社に勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、平成5年7月25日まで、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録では、申立人は、平成4年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、その処理がされたのは、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年3月26日より後の同年7月7日であり、当該事業所において、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、申立人と同様、5年7月7日に、遡及して資格喪失の処理がなされたものが複数認められる。

さらに、遡及喪失処理前の記録から、平成5年7月7日において、A社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

加えて、遡及して喪失処理された者の中には、厚生年金保険の資格を喪失した後の期間であるにもかかわらず、厚生年金保険料が控除されていたことを、給与明細により確認できた者もいる。

一方、申立期間のうち、平成5年7月7日から同年9月1日までの期間については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする理由は認

められず、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細等の資料も無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年12月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、適用事業所でなくなった旨の処理が行われた5年7月7日であると認められる。

また、平成4年12月から5年6月までの標準報酬月額については、4年11月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から11年11月29日まで
平成7年10月1日から11年11月29日までの私の標準報酬月額は最高等級であったはずだが、9万2,000円となっている。

当時、未納保険料に充当するとして、A社会保険事務所の職員に標準報酬月額の引き下げを勧められたが、自分で届出をした覚えが無く、未納保険料については、裁判所への供託金から配当してもらったので、この措置に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する98万円（健康保険の最高等級標準報酬月額、厚生年金保険については59万円が最高等級標準報酬月額）と記録されていたが、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成11年11月29日）の後の12年2月7日付けで、7年10月1日から11年11月29日までの標準報酬月額が9万2,000円に遡^{そきゅう}及して引き下げられている。

また、申立人は、「私は、当該事業所の代表取締役であったが、標準報酬月額を遡^{そきゅう}及して引き下げる手続きをした覚えが無い。」、「裁判所の供託金は、債務が過大であったため、一切戻ってこなかった。」、「標準報酬を引き下げることは、私にとって、何の利益にもならない。」と供述している。

さらに、申立人が提出した当時のA社会保険事務所徴収課長の手によるものと認められるメモ（社会保険事務所の用紙が使用されている。）には、「必要事項が既に記載済みであり、申立人は押印するのみの標準報酬月額を遡^{そきゅう}及して引き下げる届出書が送付されたこと」、「裁判所の供託金から配当

を受けるための手続には、社会保険事務所は参加しないこと」、「供託金が戻ってきた際にも滞納保険料の納付義務が無いこと」が記載されており、当該メモが作成された時点において、申立人が標準報酬月額^{せきゆう}の遡及訂正処理に同意しておらず、社会保険事務所が、申立人にも遡及訂正処理^{せきゆう}をすることで利益があることをもって、遡及訂正処理^{せきゆう}の同意を促していることがうかがえる。

さらに、B社会保険事務局及びA社会保険事務所は、「当該事業所に関する資料が保存されていないこと、平成20年9月30日に当該職員が退職し、その所在を把握していないこと、及び当該メモについて何らの意見も無いこと」を回答している。

これらの事実から、申立人の「当時の状況下で、標準報酬月額^{しんびよう}の引き下げに係る届出をするはずが無い。」との供述はきわめて信憑性が高く、社会保険事務所が申立人の同意を得ることなく、標準報酬月額^{しんびよう}の記録訂正処理を行い、申立人は当該処理には関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成7年10月から11年10月までは59万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年2月から49年12月まで

私は、20歳の誕生日の昭和43年3月に、区役所で国民年金の加入手続を行い、区役所から郵送された納付書によりその後1か月も欠かさず国民年金保険料を自宅のそばの郵便局で納付していたので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和43年3月に国民年金の加入手続を行い、その保険料は、区役所から郵送された納付書により自宅近くの郵便局でその年度内に納付（現年度納付）していたと主張している。

しかし、実際に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和44年3月4日であって、約1年の隔たりがあり、申立人の主張する時期に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無い。

また、A区で国民年金の保険料が納付書方式になったのは昭和45年4月からであるので、申立人の主張は、申立期間当初の2年間の保険料の納付方法が異なっている上、申立期間の月額保険料は、200円ないし900円であるところ、申立人が記憶するという月額保険料は数千円であり、著しく異なっており、申立内容は不自然である。

そこで、申立人に対する意見陳述を実施し、国民年金の加入手続、保険料の納付状況等について質問し、申立期間当時の具体的な事情を聴取したものの、申立てを是認できるような新たな事実は得られなかった。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、通帳等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないので、83か月という長期の申立期間にわたり保険

料を納付したのにその収納の記録がされていなかったと考えるのは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から59年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から59年4月まで

私は、A市役所で国民年金の加入手続を行い、昭和58年7月から59年4月までの国民年金保険料は、妻が私と二人分を一緒に銀行で納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で国民年金の加入手続を行い、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持している国民年金手帳には、昭和55年10月4日資格喪失、59年5月9日任意加入で再取得と記載されているので、申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人自身は、保険料の納付に関与しておらず、申立人の妻も申立人の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が明確ではない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金の未加入期間は、申立期間を含め7期間存在する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から48年1月まで
国民年金に加入したとき、金額的に国民年金保険料を納付できると思ったので日々忘れることなく保険料を納付してきた。老後のことを考えて65歳まで保険料を納め続けてきたのに申立期間の昭和44年4月から48年1月までが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、社会保険庁の国民年金被保険者台帳及び年金記録から昭和43年4月であることが確認でき、同月に資格取得し44年4月に資格喪失している。その後、申立人が所持する年金手帳に48年2月9日に国民年金の被保険者資格を任意で取得していることが記載され、年金記録にも同日に被保険者資格を任意で取得していることが記載されており、その記録は一致している。その上、申立期間は任意加入の対象となる未加入期間であることから国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、国民年金被保険者台帳及びA市が保管する国民年金被保険者名簿にも申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる記録が見当たらない上、申立人が記憶している保険料の納付金額及び納付時期は具体的ではない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から41年3月までの国民年金保険料については、被保険者となりうる期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から41年3月まで

私は家業を手伝っていたので昭和35年10月、父と一緒に国民年金に加入した。私はその直後の36年5月に就職し厚生年金保険に加入したが、父は41年7月まで私の国民年金保険料を納付し続けた。その後、厚生年金保険との二重納付が判明したので、41年5月に36年5月から40年7月までの保険料51か月分が還付され、平成21年2月に昭和41年4月から同年7月までの保険料4か月分が還付されたが、40年8月から41年3月までの保険料が還付されていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年5月から厚生年金保険に加入したが、父が41年7月まで申立人の国民年金保険料の納付を続けたと申述しており、当該期間のうち36年5月から40年7月までの期間及び41年4月から41年7月までの期間については、納付された保険料が還付された事実が確認でき、申立人の父が当時、申立人の保険料を納付していたことがうかがえる上、申立期間は当該還付された期間の狭間の期間であり、申立期間のみ納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人の国民年金手帳の昭和40年8月から41年3月までの国民年金印紙検認記録欄に検認印は押されていないが、41年4月から同年7月までの国民年金印紙検認記録欄については前納により納付したことを示す検認印が確認でき、このことについてA社会保険事務所は、申立期間当時の前納は通常1年ぐらいとなるため、40年8月から41年3月までの当該期間については検認印の押し漏れが考えられるとしている上、社会保険庁

の記録を前提とすると、申立人の記録は、昭和 40 年度について一部が納付済であり、かつ、手帳の検認記録からも 41 年度の途中まで前納しており、本来特殊台帳が保存されていなければならないが、特殊台帳が保存されていないなど行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金相当額を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間は厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から39年3月まで

昭和39年10月ごろ、私の事業所に来た市役所の職員から国民年金の説明を受け、私は、国民年金に加入した。同年10月、店に来た市の集金人に昭和39年度分を一括納付し、40年10月に40年度分を一括納付した。その際、納付書は無かったが、市の集金人に申立期間の保険料を過年度納付した。保険料を納付したのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年10月18日に市の職員である集金人に昭和40年度の国民年金保険料を現年度納付した際に、申立期間の保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、申立期間のうち38年6月以前の期間については時効により納付することができない上に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間当時、市から委嘱された国民年金委員である集金人は、現年度保険料だけを収納し、過年度保険料を徴収することは無かったことが確認でき、本来、納付書に基づいて納付しなければならない申立期間の過年度保険料について、申立人は市の集金人に納付した際、納付書は無かったと述べていることから、申立内容には不自然さがうかがわれる。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和35年9月に生まれた長女を背負い、同年暮れか36年の初めにA会館で行われた国民年金の説明会に参加した直後、任意加入であることを承知の上、B市C支所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していたのに申立期間が未加入となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年の初めに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日が昭和39年4月以降であることが社会保険庁の被保険者台帳で確認できる上、D社会保険事務所で国民年金制度発足以降、B市において払い出された手帳記号番号約2万5,000件を縦覧調査したが39年4月までに申立人の氏名により払い出された番号は存在していないことから、申立期間は未加入期間と言わざるを得ず、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間当時は任意加入対象者であったことから国民年金保険料をさかのぼって納付することもできないため過年度納付することもできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から59年3月まで

私は、昭和61年7月ごろ、当時住んでいたA市の職員に今なら免除期間の国民年金保険料を納めることができると言われ、市役所で5年分の納付書をもって61年から平成2年までの間に納付したのに、いまだに免除期間となっていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年7月ごろ、申請免除期間（72か月）のうち5年分の追納の納付書をA市役所で発行してもらい、61年から平成2年にかけて毎月、同市役所B支所で納付していたと主張しているが、追納の納付書は社会保険事務所が発行しており、納付は金融機関か社会保険事務所の窓口で行うこととされていることから、申立人の主張には不自然さが見受けられる。

また、申立期間について保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について保険料が追納されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から57年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から57年2月まで

私が20歳になったときから、父が国民年金保険料を払ってくれており、昭和36年12月に結婚してからも、夫が年金をもらうとき多い方が良いと勧めたので、任意加入し自分で保険料を払ってきた。申立期間の保険料は、会社を辞めた後、A市役所B支所の窓口でまとめて納めたはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の記載及びA市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和57年3月3日に任意加入被保険者資格を再取得したことが確認でき、同被保険者名簿には、同年4月12日に申立人に国民年金手帳を送付した旨の記載があり、申立人が同年3月3日に任意加入の手続を行ったこととも符合する。

また、申立人は、昭和56年12月19日にそれまで勤めていた会社を退職後、いつ国民年金の任意加入手続を行ったかについての記憶があいまいで、「年末には手続に行っていないかもしれない。」とも述べており、ほかに56年12月に任意加入手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和57年3月にA市役所B支所で、申立期間の保険料をまとめて納付したと主張しているが、任意加入被保険者は、制度上、加入手続以前にさかのぼって保険料を納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から44年3月まで
国民年金制度が発足した昭和36年4月から申立期間の保険料を納付したので、未納記録となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入時期から、申立人は、昭和46年5月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、申立人が所持する国民年金手帳の記載により、国民年金制度の適用事務開始日である35年10月1日にさかのぼって強制で被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、申立人は、申立期間において、A区、B県C市及びD区に転居したと供述しているが、各転居地を管轄する社会保険事務所が保管する個人別国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる状況は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金制度開始当時から国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が加入手続を行ったと推認できる昭和46年5月の時点で、申立期間は時効により保険料が納付できない期間であり、申立人は、時効直前の44年4月から過年度納付したことが推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から44年3月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から44年3月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで

私は、昭和46年8月ごろ、金額は覚えていないが、A市B区役所で国民年金の未納分を43年3月から46年3月まで、3年分まとめて納付したにもかかわらず、43年3月から44年3月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料を昭和48年8月ごろ、特例納付したと主張しているところ、事実この期間は第1回目の特例納付期間内であったが、申立人の特例納付についての記憶はあいまいであり、配偶者に特例納付のことを確認しても、特に情報を得ることができず、申立人の主張を裏付ける事情は得られなかった。

また、申立人は、特例納付した保険料の金額を覚えていない上、申立期間の保険料を特例納付したことを示す関連資料(預金通帳、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料収納記録には、電算化後の平成14年6月11日に追加処理された記録を除くと、同一年度内に納付済みと未納とが混在する年度が無く、その他特殊台帳を作成する要件に該当する記録も無いことから、電算化に伴い作成されるとされた特殊台帳が申立人に作成されなかったことをもって行政側の記録管理に不備があったとまではいえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月から 48 年 4 月まで

私は、昭和 46 年 8 月から 48 年 4 月までの期間は A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなのに、社会保険庁の記録では厚生年金保険の被保険者となっていない。申立期間も、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主の回答書から、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 48 年 5 月 1 日であり、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、事業主による回答文書でも「当社は、社会保険の加入は、昭和 48 年 5 月からなので申立人が勤務していた時期は社会保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録も無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月1日から43年5月1日まで

私は、昭和42年11月1日から43年4月30日まで、A社で働いていたが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同じ条件で働いていた同僚には同事業所での厚生年金保険の加入記録があるので、私の加入記録をよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人自身も一緒に働いていたと説明している当該元同僚は、社会保険庁の記録により、申立人が退職した昭和43年4月30日から約6か月後の同年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、当該事業所では、厚生年金保険の加入について、従業員ごとに異なった取扱いをしていた状況がうかがえる。

また、当該事業所は、昭和44年10月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は既に他界し、申立期間における申立人の勤務実態が不明である。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿により、申立期間において被保険者資格を取得した者が5人いるが、これらの健康保険整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 6 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 17 年 4 月 1 日から 20 年 8 月 15 日まで A 社 B 工場に継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では 18 年 6 月 1 日から 19 年 6 月 1 日までの期間の記録が欠落している。会社で健康診断を受けたときの体力手帳の写しを添付するので、申立期間において被保険者であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する体力手帳（厚生省（当時）発行）の記載により、申立人が申立期間において A 社 B 工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和 18 年 6 月 1 日に被保険者資格を喪失後、19 年 6 月 1 日に再取得していることが確認できるところ、当該事業所が保管する「退職記録」には、申立人が 18 年 6 月 1 日に「登用」という理由により退職した旨の記載があり、社会保険事務所の記録と符合している。

また、事業主は、「当該「退職記録」には昭和 18 年 6 月 1 日付けで「登用」により退職した者が申立人を含み 38 人いるが、「登用」の意味は不明であり、ほかに申立期間当時の雇用実態を確認できる資料は無い。」と回答している。

さらに、申立人は、当時の同僚についての記憶が無く、申立期間当時に当該事業所で被保険者であった複数の元同僚は、申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態が不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 1 日から 7 年 8 月 31 日まで
私の平成 3 年 1 月から 6 年 10 月までの期間の標準報酬月額が 8 万円に、6 年 11 月から 7 年 7 月までの期間の標準報酬月額が 9 万 2,000 円に下げられているが、当時の月収は約 100 万円であり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 7 年 8 月 31 日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁の電算記録により、その翌々月の同年 10 月 4 日付けで、申立人の同社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、3 年 1 月から 6 年 10 月までの期間については 53 万円から 8 万円に、同年 11 月から 7 年 7 月までの期間については 59 万円から 9 万 2,000 円に、それぞれさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所による質問応答書（平成 20 年 12 月 3 日）において、申立期間において社会保険料の滞納があり、「社会保険事務所に相談に行った際、事業主の報酬を引下げて滞納分に充当しましょうと言われた。」と回答し、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の手続は自ら行ったと説明している上、社会保険事務所では「標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理を行う場合、必ず会社の代表者印が押された届書を提出する必要がある。」と説明していることを踏まえると、代表取締役である申立人が当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与していないとは認め難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
私の A 事業所 B 支部での厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和 46 年 9 月 30 日、同事業所本部での資格取得日が同年 10 月 1 日になっており、厚生年金保険の加入期間が 1 日欠落しているが、申立期間も継続して勤務していた。過去に異議を申し立てたが、時効により受け付けてもらえなかったため、再度加入期間の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する人事異動通知書、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間において A 事業所に継続して勤務していたこと（昭和 46 年 10 月 1 日に同事業所 B 支部から同事業所本部に異動）は認められる。

しかし、事業主は、A 事業所では、申立期間を含む昭和 58 年 4 月以前は、従業員の給与から厚生年金保険料を控除しておらず、全額を事業主が負担していたと回答しており、C 労働組合も、58 年 4 月以前は従業員の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと説明している上、事業主から提出された「A 事業所と C 労働組合との覚書」（58 年 4 月 28 日付け）により、58 年 5 月から一定の割合で、厚生年金保険料及び雇用保険料を職員から徴収することとなったことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人の資格喪失日について、事業主が昭和 46 年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って

記録することは考え難いことから、事業主が同年9月30日を資格喪失日として届け出たものと推認できるが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（平成19年法律第131号）第1条により、年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行う機関から「事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合」に該当するとの意見があった場合には、社会保険庁長官は、当該意見を尊重し、当該被保険者の年金記録を訂正することとされているところ、申立人は、申立期間に係る保険料を事業主により控除されていたとは認められないことから、当該法律に基づく記録訂正の対象とはならない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年から41年まで

私は、昭和40年ごろから41年ごろまでA社B作業所に勤務していた。当時の写真も残っており、当該事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社B作業所前で撮影した写真及び元同僚の証言により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

また、雇用保険の加入記録では、事業所名は不明であるが、事業所番号からC公共職業安定所管内の事業所における「昭和40年5月8日資格取得、41年2月28日離職」の記録が確認でき、当該事業所の雇用記録であると推認できる。

しかし、現在の事業主及び元同僚の証言から、申立人は現場で採用された有期雇用者であったことが推認できる上、申立人が申立人と同じ仕事をしていた者として名前を挙げた元同僚Dについても、上述の元同僚は、「Dも現場採用の有期雇用者であった。」と説明しているところ、申立人及び元同僚Dには、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無いことから、当該事業所においては、申立期間当時、現場採用の有期雇用者については厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことがうかがえる。

また、事業主は、「当社で保管する昭和40年から41年ごろの被保険者台帳を確認したが、申立人の名前は見当たらない。」と回答している上、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を申立期間について縦覧したが、健康保険証番号は連番で、申立人の名前は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月から24年7月21日まで

私は、高等尋常小学校卒業後から終戦まで勤務していたA事業所を解雇された後、昭和20年9月にB事業所（現在は、C事業所）に入り、24年7月21日まで勤務した。この期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び同僚の証言から、申立人が、申立期間において、B事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するB事業所の厚生年金保険被保険者名簿では、昭和19年10月2日から24年10月31日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者はいない。

また、申立人から氏名の挙げた5人の同僚は、昭和20年4月から24年4月の間にB事業所に就職したと述べているが、上記名簿によると5人全員の厚生年金保険の資格取得日は、24年11月1日であることが確認できることから、当該事業所では19年10月から24年10月までの間に採用した者については、理由は不明であるが、24年11月1日まで厚生年金保険の被保険者資格を取得させなかったものと推認される。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 7 月まで

私は、昭和 61 年 4 月から同年 7 月までの間、A社に勤務し、厚生年金保険被保険者となっていたと考えていたのに、この期間が厚生年金保険被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有するA社との雇用契約書等から、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務したことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録により、A社は、昭和 61 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、申立人は、社会保険庁の記録により、昭和 61 年 4 月から国民年金に第 3 号被保険者として加入していることが確認できる。

加えて、A社の事業主は、申立期間当時の書類は保存期限を過ぎているため勤務実態等を確認することができないと回答している上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申出内容及びこれまでの収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月から同年11月まで
② 昭和38年1月から同年2月まで
③ 昭和38年6月から39年5月まで

私は、申立期間①及び②についてはA社に勤務し、また申立期間③についてはB社に勤務し、厚生年金保険被保険者となっていたと考えていたのに、この期間が厚生年金保険被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、同僚の証言から、申立人が昭和37年8月からA社に継続して勤務していたことは推認できるが、同年12月以降いつまで勤務したかの証言を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所の記録により、A社は、昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、A社の事業主は既に死亡していることから、申立内容に関する事実関係を聴取することができない。

申立期間③については、申立人の申立内容から申立期間にB社において継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録により、B社は、昭和39年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び事業主の所在が不明のため、申立

人の申立期間の勤務実態等を聴取することができない。

さらに、事業主（申立人の実兄）のB社における厚生年金保険加入期間は、適用事業所となった昭和 39 年 6 月 1 日から適用事業所でなくなった 42 年 3 月 13 日までであり、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日及び資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申出内容及びこれまでの収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月から34年1月まで

私は、昭和32年9月からA社に入社し、34年1月に退社した。しかし、この期間が、厚生年金保険被保険者期間とは認められないとB社会保険事務所より回答を受けた。納得がいかないなので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に入社し、C（作業）を行っていたと主張しているが、事業主は、申立期間当時の資料が残っていないため、申立人の雇用実態及び保険料控除の実態は不明と回答している。

また、申立人が同僚として名前を挙げた3名中2名は死亡、1名は療養中であり、このほかの同僚も連絡先が不明であることから、申立内容についての事実関係を聴取できない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格取得者に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 3 日から同年 11 月 1 日まで
私は、昭和 35 年 2 月 3 日から A 社に勤務していたが、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年 11 月 1 日までは、B 社に籍をおき、同社から給料をもらい厚生年金保険料を支払っていたはずなのに、この期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において B 社に在籍していたと主張しているが、社会保険事務所が保管する B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人及び申立人が同僚として名前を挙げた 5 人全員の記録が無い。

また、B 社の事業主は、申立期間当時の関係資料が無いため、申立人の雇用実態及び保険料控除の実態は不明としている上、申立人は、昭和 35 年 10 月 1 日から A 社の雇用保険被保険者となっていることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 38 年 5 月 10 日から 39 年 4 月 10 日まで
昭和 37 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間は、A 市 B の C 事業所に勤務していた。また、38 年 5 月 10 日から 39 年 4 月 10 日までの期間は、D 事業所（現在は、E 社）で勤務していた。申立期間は、いずれも厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、C 事業所の所在地や勤務状況を具体的に記憶している上、同事業所の隣にあった商店の息子と結婚したと説明していることから、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録により、C 事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての確認ができない上、同事業所の所在地を管轄する法務支局では、「F（C 事業所名の一部）」と付く商号及び類似商号の商業登記の記録は無いと回答している。

また、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、E 社は、申立期間当時の記録が残っていないため、申立人の勤務実態は不明であると回答している。

また、申立人は、同僚等の氏名を覚えておらず、申立人の勤務状況について証言を得ることはできない上、社会保険事務所が保管する D 事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から9年6月23日まで
私のA社での給与は、平成2年から7年9月までは70万円から80万円ぐらい、同年10月以降は69万円ぐらいだった。同社の全喪日以後に標準報酬月額が変更され、2年8月から9年5月までの標準報酬月額が低くなっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年6月23日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁の電算記録により、同日付けで申立人の標準報酬月額の記録が2年8月から6年10月までの期間については53万円から8万円に、同年11月から9年6月までの期間については59万円から9万2,000円に、それぞれさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、当該事業所の閉鎖登記簿謄本及び本人の供述により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の総務経理担当の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所による質問応答書（平成21年1月29日）及び当委員会の調査において、社会保険事務所に出向いて社会保険料の滞納のことについて話し合った結果、差押えを回避するために、役員の標準報酬月額を下げ、適用事業所でなくなる届出を行ったと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、総務経理担当の取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 3 月から A 社（現在は、B 社）に正社員として本採用され、53 年 5 月に退職するまで継続して勤務していた。社会保険庁の記録では、43 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 11 月 1 日に再取得していることになっているが、申立期間も同社に勤務しており、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、申立人が申立期間の前後において、A 社に勤務していたことは認められるが、複数の元同僚に照会しても申立期間において申立人が勤務していたことまでの証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所が保管する、健康保険厚生年金保険被保険者資格の得喪に係る確認通知書によると、社会保険事務所の記録どおりに、申立人が昭和 43 年 3 月 8 日に資格を取得し、同年 5 月 1 日に資格を喪失していること、及び同年 11 月 1 日に資格を再取得し、53 年 6 月 1 日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録においても、申立人は、昭和 43 年 11 月 1 日に B 社で資格を取得し、53 年 5 月 31 日離職していることが確認でき、厚生年金保険の記録と符合している。

加えて、申立人は、申立期間を含む昭和 36 年 4 月 1 日から当該事業所において厚生年金保険に加入する 43 年 11 月 1 日まで、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している（申立期間直前の当該事業所における厚生年金保険の記録は平成 7 年になって判明し、同年 6 月 21 日に国民

年金保険料が還付されている。))。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 23 日から 35 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 32 年 3 月に中学を卒業してから約 2 年間、A 社に勤務した。平成 20 年の社会保険庁からの通知では、昭和 33 年 6 月 23 日に厚生年金保険の資格を喪失したことになっているが、申立期間も確かに勤務したはずなので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、申立人が申立期間前に、A 社に勤務していたことは認められるが、複数の元同僚に照会しても申立期間において申立人が勤務していたことまでの証言を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を取得した者の健康保険整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は無い。

さらに、当該事業所は、昭和 38 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に他界していることから、申立期間当時の勤務実態が不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで
私の昭和 62 年 1 月 1 日から 63 年 10 月 1 日までの標準報酬月額は、社会保険事務所からの指示及び強要により、実際よりも低い標準報酬月額で届出をした記録であるので、正しい標準報酬月額に訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の A 社における標準報酬月額は、昭和 62 年 2 月 10 日、同年 4 月 15 日及び同年 9 月 8 日に月額変更の処理が行われ、段階的に標準報酬月額が減額されていることが確認できるものの、さかのぼった訂正処理等の不自然な点は見当たらない。

一方、申立人は、「社会保険事務所の職員から、標準報酬月額を減額調整して当該事業所の滞納保険料に充当する必要がある旨の説明を受けた。社会保険事務所からの指示及び強要である。」と主張しているところ、社会保険事務所が保管する当該事業所の滞納処分票の指導記録により、申立人が申立期間及びその前後の期間において複数回にわたり、同社の厚生年金保険料の滞納について、社会保険事務所の職員と話し合いをしていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、当該事業所の商業登記簿により、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる上、「総務及び人事の業務を担当しており、自らの標準報酬月額の減額について同意し、届出をした。」と供述している。

さらに、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（平成 19 年法律第 131 号、以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年

金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらを総合的に判断すると、仮に、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正する必要は認められない。